

別紙 4

広域リサイクル拠点整備協議会規約概要

(目的)

広域リサイクル拠点整備協議会(以下、協議会)は、兵庫県における循環型社会を構築するため、リデュース、リユースを含めたリサイクルを行う上で不可欠な受皿(施設)作りを目的に、産・官・学が一体となって臨海部を対象としたリサイクル拠点整備のための事業化の可能性を調査するとともに、リサイクル拠点整備に必要な条件整備を検討し、この活動を通じて将来の循環型社会構築に向けた第1歩となることを目的とする。

(組織)

協議会は、検討委員会および複数の研究会から構成される。

(役員)

検討委員会	委員長	(1名)	大阪大学大学院教授	盛岡 通
検討委員会	委員	(若干名)		
研究会	主査	(研究会毎に1名)		
研究会	研究委員	(若干名)		
会計監査		(2名)		

(委員長、委員および検討委員会)

1. 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会活動を統括する。委員長は、学識経験者をもってあてる。委員は、学識経験者、県下の主要企業の代表者および県、関係市町をもってこれにあてる。
2. 検討委員会は、少なくとも年3回以上委員長が招集し、この協議会の運営方針を決定する。
3. 検討委員会は、研究会にて対象とする中核事業の検討を行い、企業に研究会への参画を呼びかけ、研究会の設立承認を行う。
4. 検討委員会は、各研究会毎に検討された調査結果に基づき審議し、その評価を行う。
5. 検討委員会は、各研究会毎の評価を取りまとめ、検討結果の取りまとめを行う。

(主査、研究委員および研究会)

1. 検討委員会からの呼びかけに応じた複数企業間で協議し、検討委員会に研究会設置を申請する。検討委員会の承認をうけた時点で設立とする。
2. 主査は、検討委員会の中の県下の主要企業の代表者または検討委員会が推薦するものをもってあてる。主査は、研究会を代表し、研究会活動を統括する。
3. 研究委員は、検討委員会の提案に応募した企業の代表者をもってあてる。
4. 参加企業は、複数の研究会に同時に参加できるが、同一研究会の研究委員は、1社1名とする。ただし、参加企業は、研究委員の他にオブザーバーの資格で複数参加することができる。
5. 研究会は、少なくとも年3回以上主査が招集し、研究会の運営方針を決定する。
6. 研究会は、検討委員会に提案した中核事業に関する先進事例調査、企業ヒヤリング、事業化に係わる条件調査を行い、検討委員会に調査結果を報告する。

(事務局)

協議会の事務局は、(財)兵庫県環境クリエイトセンターにおく。